**長野県木曽保健福祉事務所健康器具等貸付要領**

（目的）

第１　この要領は、働き盛り世代のメタボリック対策、高齢者の健康維持等木曽地域住民の生活習慣の改善に向け、長野県木曽保健福祉事務所（以下「所」という。）が木曽地域の団体等に健康器具等（以下「物品」という。）を貸付ける場合の必要な事項を定める。

（貸付けする物品及び貸付料）

第２　貸付けする物品は、別表とし、貸付料は無料とする。

（物品の管理）

第３　物品の管理は、健康づくり支援課で行う。

（物品の貸付け）

第４　第２に定める物品の貸付けを受けようとする者は、物品貸付申込書(様式第１号)を物品管理者に提出するものとする。

２　物品管理者は、前項の規定による物品貸付けの申込みがあったときは、これを審査し、適当と認められるときは物品貸付簿（様式第２号）により決裁のうえ、貸付けるおのとする。

３　物品管理者は、前項の規定による貸付けがあったときは、物品数量管理表（様式第３号）によって整理するものとする。

（貸付期間）

第５　物品の貸付期間は、２週間以内とする。なお、借受人があらかじめ物品管理者の承認を得た場合は、この限りではない。

（貸付条件）

第６　物品の貸付けにあたっては、次の各号に掲げる事項を貸付けの条件とするものとする。

(1) 貸付物品に事故があった場合、借受人は物品管理者にすみやかに報告すること。

(2) 貸付物品の引渡し、維持及び返納に要する費用は借受人において負担する。

(3) 貸付物品は、転貸しないこと。

(4) 貸付物品は、使用目的以外の用途に使用しないこと。

(5) 貸付物品は、貸付期間満了の日までに指定された場所に返納すること。

(6) その他必要な事項

　（貸付物品のき損又は紛失）

第７　貸受人は、その責めに帰すべき理由により、貸付物品をき損又は紛失した場合は、修理又はその損害を弁償しなければならない。

（事故責任）

第８　物品の使用によって生じた事故、損害等に関しては、所は一切の責任を負わない。

（施行月日）

この要綱は、平成30 年11 月９日から施行する。

この要綱は、令和元年６月１日から施行する。

**別表**（第２関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 品　　　　目 | サイズなど | 数量 | 備考（付属品） |
| スピンバイク | 幅46cm×奥行110cm×高さ110cm、本体重量33㎏ | ２ |  |
| ダンベル | １㎏ | ４ | ２個組 |
| ダンベル | ２㎏ | ４ | ２個組 |
| ダンベル | ３㎏ | ４ | ２個組 |
| メディシンボール | ３㎏、直径18㎝ | ３ |  |
| メディシンボール | ５㎏、直径22㎝ | ３ |  |
| バランスボール | 直径55ｃｍ | ５ | ポンプ５ |
| バランスボール | 直径65ｃｍ | ５ | ポンプ５ |
| ヨガマット | 60cm×182cm | 10 |  |
| ピラティスヨガボール | 直径22㎝ | 12 | ポンプ４ |
| エアロビックバー | ３㎏、直径4.3cm×長さ111cm | ２ |  |
| エアロビックバー | ５㎏、直径5.0cm×長さ111cm | ２ |  |
| エアロビックバー | ７㎏、直径5.4cm×長さ111cm | ２ |  |
| ストレッチポール | 直径15㎝×長さ98cm | ５ |  |
| ストレッチポール | 直径12.5㎝×長さ98cm | ５ |  |
| フォームローラー | 直径120×長さ320㎜ | ８ |  |
| バランスディスク | 直径35ｃｍ | 14 | ポンプ１ |
| 上腕式血圧計 |  | １ |  |
| 体重体組成計 |  | １ |  |
| カーペット | ８畳サイズ | 2 |  |